

議員提出議案第13号

義務教育費国庫負担制度の堅持、第7次教職員定数改善計画の早期完結
と教育予算の充実に関する意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

平成14年9月25日

提出者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	知久馬二三子
賛成者	三朝町議会議員	岡本岩夫
賛成者	三朝町議会議員	横木文雄
賛成者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎

平成14年9月25日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

義務教育費国庫負担制度の堅持、教職員定数改善計画の早期完結と教育予算の充実に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなすものである。

しかしながら、政府は、昭和60年から義務教育諸学校の教材費、旅費を国庫負担制度の対象から除外したほか、平成5年からは共済費追加費用についても国庫負担制度の対象外としたところである。

さらに、本年の財政制度等審議会の中では、初等中等教育について、義務教育費国庫負担金を含めた地方との費用負担のあり方についての見直しが俎上にあがった。また、地方分権改革推進会議の中間報告では、義務教育費国庫負担金の児童生徒数などによる交付金化や一般財源化とともに、学校事務職員や学校栄養職員を定数法等の規定から除く方向性を打ち出している。

このような国の財政事情による地方への負担転嫁は、地方財政に多大な影響を与えるばかりでなく、地域間格差が生じ教育水準の安定した維持確保ができなくなるなど、義務教育の円滑な推進に支障をきたすものである。

よって、政府におかれては、義務教育費国庫負担制度を堅持し、第7次教職員定数改善計画の早期完結、並びに教育予算の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年9月25日

鳥取県三朝町議会